

表2 主な補助対象工事一覧（一般部分）

可否 … ○：対象 ×：対象外 △：条件あり

対象工事		可否	特記事項
外装工事	屋根の葺替・塗装	○	
	外壁の張替・塗装	○	
	雁木の設置・交換	△	市の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
	シャッターの設置・交換	○	
	サッシの取付・交換	○	
	ベランダ・風除室の設置・改修	△	ベランダや玄関ポーチを囲み、風除室とする場合で、建築基準法による確認申請または工事届の提出が必要な場合は、申請時または着工前までに提出すること。
	ウッドデッキの設置・改修	△	住宅の1階掃き出し窓との段差が少なく、屋内とのつながりがあるもの。
内装工事	雪止め金具・雪庇防止フェンス・屋根雪下ろし命綱固定アンカーの設置・改修	△	屋根雪下ろし命綱固定アンカー・雪庇防止フェンスは住宅部分に限り補助対象。 市の他の補助制度の利用部分を除く工事について、対象とする。
	床板・内壁・天井の改修	○	
	部屋の間取り変更	○	
	引き戸・ドアの設置・改修	○	
	襖の張替、畳の入替・表替	○	
	玄関・廊下等の拡幅、手すりの取付	△	
	浴室・便所の改良	△	
外装・内装工事共通	床の段差解消、床表面の滑り止め、階段昇降機の設置	△	市の他の補助制度の利用部分を除く工事について、対象とする。
	住宅用附属家（物置・車庫）の改修	△	住宅用の附属家であり、固定資産税課税台帳に登載されている家屋であること。対象範囲は住宅からおおむね200m圏内とする。
	増築・一部改築（住宅・住宅用附属家）	△	建築基準法による確認申請または工事届の提出が必要な場合は、申請時または着工前までに提出すること。(Q12(一般部分)へ)
	断熱材充填工事（外壁・屋根・天井）	○	
	土台・基礎の工事、アスベスト除去工事	○	
	防水工事	○	防水剤の塗布、雨戸の設置、配管の入れ替え修繕など。
	防音工事	○	騒音の障害を防止及び軽減する工事。 (防音サッシの設置、防音壁の設置等)
設備工事	耐震化工事	△	耐震補強工事で基礎の部分的な補強、部分的な壁の設置など。
	照明設備の設置・交換	○	施工業者が設置するものであること。
	システムキッチンの設置・交換	○	
	ビルトインコンロ・換気扇の設置・交換	△	ガスコンロ・IHクッキングヒーターなど単品製品（キッチンと一体となっていないもの）のみの購入は対象外。
	浴槽・洗面化粧台・便器の設置・交換	△	便器の交換において、便座のみの交換は対象外。
	給水・排水・ガス等の配管の設置・交換	○	
	下水道等接続工事（排水設備工事）	△	浄化槽の撤去工事、下水道等接続工事に伴うコンクリート補修工事も含む。 市の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
	合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替え工事	△	合併処理浄化槽整備区域又は合併処理浄化槽転換区域にある住宅に限る。
	給湯器の設置・交換	○	
	エコジョーズの設置・交換	△	市の他の補助制度を利用している場合、購入費を除いた設置工事費を対象とすることにより、併用可。
	エネファームの設置・交換	△	
	ペレットストーブ・薪ストーブの設置	△	薪ストーブは、内装の不燃化工事等を伴うものに限る。
外構工事	太陽光発電システムの設置	○	
	防犯システム等の設置・改修	○	防犯カメラ、補助錠、センサーライト、防犯ガラス等の設置など。
	玄関乗入れ口の舗装の新設・改修工事	△	玄関乗入れに不要な住宅敷地の舗装は対象外。(13ページ参照)
対象外	玄関乗入れ口のスロープ・手すりの設置工事	△	市の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
	塀・門の造り替え ※要事前相談	△	老朽化した既存ブロック塀・門を、建築基準法で定められた構造で造り替えるものに限り、補助対象。申請時に付近見取図、配置図および構造詳細図の提出が必要。(Q13(一般部分)へ)
	門扉の改修工事	×	門扉は塀・門ではないため補助対象外。
	離れの住宅・車庫・物置の新築工事	×	別棟の新設工事はリフォーム工事ではないため補助対象外。
	住宅の取り壊し（一部・全部）	×	取り壊し及び取り壊しに伴う現状復旧はリフォーム工事ではないため補助対象外。
	カーテン・ブラインド等の設置	×	製品の購入が主なので補助対象外。
	家具・電化製品の購入、エアコンの購入設置	×	
	改修工事の設計費	×	設計費は補助対象外。 ただし、下水道等接続工事にかかる設計費は補助対象。
	造園・シロアリ駆除及び防除	×	リフォーム工事ではないため補助対象外。